一時保護委託者の登録等に関する基準案（仮称）に対する意見募集の結果について

令和８年３月
こども家庭庁支援局虐待防止対策課

一時保護委託者の登録等に関する基準案（仮称）について、令和８年２月５日（木）から同年３月６日（金）まで御意見を募集したところ、計２件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。今回の意見募集の対象とならない内容であったことなどから取り上げていない御意見についても、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、今般の府令の公布に当たっては、意見募集時の案から一部技術的修正を行っています。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	一時保護委託先の課題以前に、一時保護施設の定員が絶対的に不足していることが問題であり、改正法により設けられた設備・運営基準を満たした十分な定員を備えた一時保護施設を整えることが喫緊の課題と考える。 全国の一時保護施設で定員を超過して入所させている一時保護施設は数自治体に限られているとの風潮にあるが、この定員の中には、旧態依然とした施設での水増しのような定員カウントが含まれ、一時保護施設の実質定員不足の実状が見えていないことに現場は苦悩している。 一時保護委託の登録制度の創設と併せ、一時保護施設定員についても施行令基準を早急に定めることが必要である。また、児童相談所に付設され	御意見として拝受しました。引き続き一時保護の質の向上のための取組を進めてまいります。

	るべき一時保護施設が現状では全国 240 か所の児童相談所に 159 か所しか付設されていないことについても、明確に付設を法定義務とすべきである。 　基準案や一時保護ガイドライン等に一時保護専用施設の設置促進を主旨とするものではないことを明記し、基準案の制定の大前提として十分な一時保護施設の整備が必須であることも明記するべきである。	